

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
5年	内閣府					←→				
	宮内庁					←→				
	個人情報保護委員会					←→				
	カジノ管理委員会					←→				
	こども家庭庁					←→				
	デジタル庁 ^(注3)					←→				
	復興庁					←→				
	総務省					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
原子力規制委員会					←→					
防衛省					←→					
4年以上	金融庁 ^(注4)					←→				
5年未満	公正取引委員会					←→				
3年	国家公安委員会・警察庁					←→				
	消費者庁					←→				
	経済産業省					←→				

(注) 1 本表は、令和6年度における政策評価の実施に係る各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
 2 「」は基本計画の計画期間、「」は実施計画の計画期間を表す。
 3 デジタル庁については、基本計画の計画期間は令和6年1月から10年12月までであり、実施計画の計画期間は6年1月から12月までである。
 4 金融庁については、基本計画の計画期間は令和4年4月から8年6月までであり、実施計画の計画期間は6年4月から7年6月までである。
 5 各行政機関は、令和5年3月の基本方針の一部変更を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行。令和6年度までの主な取組については、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf)の第1部参照